



ルーマニア発明商標庁と日本国特許庁との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに関するルーマニア発明商標庁への申請手続（仮訳）

PPH 試行プログラムにより日本国特許庁（先行審査庁）により特許可能と判断された請求項を有する特許出願の出願人は、出願人が簡易な申請手続を行うことで、ルーマニア発明商標庁（後続審査庁）において早期審査を受けることが可能です。

1. ルーマニア発明商標庁への申請

日本出願に基づく PPH 試行プログラム、PCT 国際段階成果物に基づく PPH 試行プログラム（PCT-PPH 試行プログラム）に基づいて、早期審査の申請に関するルーマニア語または英語の申請書を関連する書類とともに提出することによって、出願人は、ルーマニア発明商標庁に対して PPH に基づく早期審査の申請をしなければなりません。申請書は、ルーマニア発明商標庁のホームページ（www.osim.ro）で入手可能です。

PPH に基づく早期審査をルーマニア発明商標庁に申請する要件は、下記パラグラフ 2 に記載され、関連する書類はパラグラフ 3、想定される手続は、パラグラフ 4 に記載されています。

2. ルーマニア発明商標庁において PPH または PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請するための要件

5つの要件は、以下のとおりである。

(a) ルーマニア出願は、

- (i) 日本に出願された一又は複数の出願に基づいて、パリ条約に基づく優先権を主張している出願である（別紙 1 の図 A、B、C、D、E、F、G 及び H 参照）、又は、
- (ii) 日本への国内移行出願を有する PCT 国際出願のルーマニアへの国内移行出願である（別紙 1 の図 I 参照）、又は、
- (iii) 日本への国内移行出願を有する一又は複数の PCT 国際出願に基づいて、パリ条約に基づく優先権を主張している出願である（別紙 1 の図 J、K 及び L 参照）、又は、

- (iv) 対応する PCT 国際出願のルーマニアへの国内移行出願である（別紙 2 の図 A、A' 及び A'' 参照）、又は、
- (v) 対応する PCT 国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となる出願である（別紙 2 の図 B 参照）、又は、
- (vi) 対応する PCT 国際出願に基づいて、パリ条約に基づく優先権主張をしている PCT 国際出願のルーマニアへの国内移行出願である（別紙 2 の図 C 参照）、又は、
- (vii) 対応する PCT 国際出願に基づいて、パリ条約に基づく優先権主張をしている出願である（別紙 2 の図 D 参照）、又は、
- (viii) (i)-(vii) に基づく出願の分割出願や国内優先権を主張しているルーマニア出願であること（別紙 2 の E1、E2 等参照）。

(b) 対応する日本出願が存在し、すでに日本国特許庁により特許可能と判断された一又は複数の請求項を有する、又は、対応する PCT 国際出願が存在し、すでに国際調査機関若しくは国際予備審査機関としての日本国特許庁により特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

(i) PPH において、請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 特許査定
- (b) 拒絶理由通知書
- (c) 拒絶査定
- (d) 審決

例えば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたとします。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項（ ）に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

(ii) PCT-PPH において、当該出願に対応する PCT 国際出願の国際段階における最新の成果物（「国際段階成果物」）、すなわち、国際調査機関が作成した見解書（WO/ISA）、国際予備審査機関が作成した見解書（WO/IPEA）及び国際予備審査報告（IPER）のうち、最新に発行されたものにおいて特許性（新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれも）「有り」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新の国際段階成果物の第Ⅷ欄に何らかの意見が記載されている場合、第Ⅷ欄に記載された意見を是正する補正の如何に関わらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。

(c) PPH 又は PCT-PPH に基づく早期審査を申請するルーマニア出願のすべての請求項が、日本国特許庁又は PCT 国際出願の最新の国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、ルーマニア出願の請求項が対応する日本出願又は PCT 国際出願で特許可能と判断された請求項と同一又は類似の範囲を有する場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

対応する日本出願又は PCT 国際出願で特許可能と判断された請求項より狭い範囲であるルーマニア出願の請求項は、対応する日本出願又は PCT 国際出願で特許可能と判断された請求項と同一又は類似の範囲を有する請求項に関係していると提示された場合、「十分に対応」します。

日本出願又は PCT 国際出願で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーのルーマニア出願の請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項又は PCT 国際出願の請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、ルーマニア出願の請求項が対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、ルーマニア出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

(d) ルーマニア発明商標庁において、ルーマニア出願に関する実体審査が開始されていないこと。

(e) ルーマニア発明商標庁において、PPH 申請時又はその前に、通常ルートの審査請求が行われていること。

3. ルーマニア発明商標庁において PPH 試行プログラム又は PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請するための必要書類

下記の書類がルーマニア発明商標庁で PPH 又は PCT-PPH に基づく早期審査を申請するために必要とされます。

a) 対応する日本出願に関する特許性の実体審査に関連するすべてのオフィスアクションの写し及びその英語の翻訳文、又は、特許性有りと判断が示された最新の国際段階成果物の写しとそれが英語でない場合はルーマニア語若しくは英語の翻訳文。

翻訳文の言語としてルーマニア語又は英語が利用可能です。オフィスアクションが AIPN（日本国特許庁のドシエアクセスシステム）又は PATENTSCOPE（登録商標）により提供されている場合には、提出する必要はありません。翻訳は、機械翻訳でも構いませんが、英語のオフィスアクションをルーマニア発明商標庁の審査官が理解す

ることができない場合には、出願人にルーマニア語の翻訳文の再提出を求めることができます。

b) 日本国特許庁で特許可能と判断された請求項の写し及びその英語の翻訳文、又は、最新の国際段階成果物において特許性有りとの判断が示された請求項の写しとそれが英語でない場合はルーマニア語若しくは英語の翻訳文。

翻訳文の言語としてルーマニア語又は英語が利用可能です。請求項が **AIPN**（日本国特許庁のドシエアクセスシステム）又は **PATENTSCOPE**（登録商標）により提供されている場合には、提出する必要はありません。翻訳は、機械翻訳でも構いませんが、英語の請求項をルーマニア発明商標庁の審査官が理解することができない場合には、出願人にルーマニア語の翻訳文の再提出を求めることができます。

c) PPH に基づく早期審査を申請するルーマニア出願の請求項と日本国特許庁で特許可能と判断された対応する日本出願の請求項との対応関係を示すルーマニア語又は英語の請求項対応表。

要件 **2.(c)**を満たす場合、請求項は十分に対応します。請求項が直訳であるような場合には、単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください。

d) 日本国特許庁の審査官が引用した文献の写し又は PCT 国際出願の国際段階で引用された文献の写し。

引用された文献が特許文献であれば、通常、ルーマニア発明商標庁が **EPOQUE** により利用可能であるため、提出を省略できます。ルーマニア発明商標庁の審査官が特許文献を入手困難な場合には、審査官は出願人に特許文献の提出を求めることができます。

引用文献の翻訳文は提出不要です。

4. PPH 試行プログラム又は PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

出願人は、ルーマニア発明商標庁のホームページ上でダウンロード可能な **PPH** 試行プログラムに基づく早期審査を申請する申請書に関連情報を記入して提出しなければなりません。

要件が満たされた場合、ルーマニア発明商標庁は早期審査を行います。**PPH** による早期審査の手続申請が行われた後、ルーマニア発明商標庁は **2** か月以内に申請の承認の可否を判断します。出願が **PPH** 試行プログラムへの参加適格性を満たしていない場合、出願人はその旨を知らされ、訂正の機会を与えられる。指摘された不備が所定期間内に訂正されない場合には、出願人は早期審査ではなく、通常ルートにおいて審査が行われる旨が通知され、通常どおり処理されます。

出願に対する **PPH** 申請が承認された場合、審査官は、再発行された特許法 **No. 64/1991** に従って、特許性について審査を行います。

早期審査に関して添付される申請書類は紙媒体であり郵送により送付されます。

本試行プログラムは、実用新案、植物品種、意匠に基づく出願に対しては適用されません。